

## 「民事的手法による暴力団対策の実践」

福岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会委員長  
堀内恭彦

### 1. 民事介入暴力（民暴）とは何か？

暴力団から生命・身体を脅かされたり、財産を奪われたり、あるいは近くに暴力団の組事務所ができたような方が、暴力団の被害者ということになる。それに対して弁護士は、民法やマンション区分所有法など既存の法律を使って裁判所の判決や決定を受けて処理していく。

民事介入暴力（民暴）とは、民事に名を借りて不当に介入し、金銭的な利益を得るゆすり、たかりの類である。民事介入暴力の本質は基本的にはお金の問題であり、冷静な経済原理によるものである。暴力団は怖い顔をしてはいるが、最後はお金である。弱くて経済的メリットが大きいところには何度でも来て取っていくが、強くて経済的メリットがあまりないと思えば、さっと撤退してほかの獲物を探しに行くという行動パターンが繰り返される。依頼者（被害者）が来たときには、そちらが強くて経済メリットがないと示すことが必要であるという説明をしている。

強いというのは、声が大きいかか喧嘩が強いということではなく、警察や弁護士に確実に相談しているとか、社内態勢を整えているということである。そういうところからはなかなかお金が出ないことを彼らも知っているので、さっと退く。そういうパターンが繰り返されている。このように依頼者（被害者）を励ましながら対策をとっている。

現代的な特徴として、暴力団はフロント企業の利用が顕著である。最近では、フロント企業という言い方もあまりされないようで、反社会的勢力という言い方をされているようだが、一見暴力団と関係があるかないかよくわからないような輩（やから）が表に出てきて、巧みに活動しているのが現在の状況である。

### 2. 具体的な手口

弁護士の前に現われる具体的な手口は次のようなものである。

- (1) 主に上場会社の株主総会に絡むもの（総会屋）
- (2) 企業倒産に絡むもの（整理屋）
- (3) 交通事故の示談等に絡むもの（示談屋）
- (4) 債権取立に絡むもの（取立屋）
- (5) 手形に絡むもの（パクリ屋）
- (6) 不動産競売に絡むもの（占有屋、サルベージ屋）
- (7) 建設工事等に絡むもの（下請け参入要求、騒音等の迷惑料要求など）

- (8) えせ右翼、えせ同和
- (9) 高金利、ヤミ金融、振り込め詐欺
- (10) 消費者運動、市民活動、NPO を装うもの
- (11) 企業乗っ取り、株価操作
- (12) 行政対象暴力

特に九州、福岡で多いのは、(3)の交通事故に絡む示談屋、(4)の債権取立に絡む取立屋、(6)の不動産競売に絡む占有屋や競売妨害、(7)の建設工事等に絡む下請け参入要求、騒音等の迷惑料要求である。そして、西日本に特に多いのが、(8)のえせ同和、同和に名を借りて不当な要求をするものである。最近多いのは、(9)の高金利、ヤミ金融、振り込め詐欺である。また、東京等の大きな企業では、(11)の企業乗っ取り、株価操作の事件もある。福岡では企業ではないが、最近は神をも恐れぬ所業ということで、神社やお寺関係にまで手を伸ばす手法も散見される。それから、(12)の行政対象暴力がある。長崎市長の射殺事件で有名になった言葉である。さらに、ここには挙げていないが、組事務所の撤去の問題がよく見られる事件である。

### 3. 初期対応の重要性

被害者から相談があった場合、弁護士としては、「初めが肝心ですよ」と、初期対応の重要性を説いている。強くて経済的メリットがないことを早い段階で相手に示す、わからせるには、断わるなり、拒絶するなり、きちんと意思表示しなければいけない。それをしないがために、相手に脅しやすいと思われて被害が拡大してしまう事例が非常に多い。したがって、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士への早期相談、早期治療を勧めている。

具体的な留意点として、相談に来られた方や企業の責任者講習等では、次のようなことをよくお願いしている。

- (1) 基本姿勢 「怖がらず、しかし、侮らず」
- (2) 民暴担当者が対応し、トップには対応させない。複数で対応する。
- (3) 相手方の指定する場所で面談しない。
- (4) 相手の言い分をよく聞き、録音、メモで記録する。
- (5) 毅然たる態度で対応し、新たな約束、曖昧な返事をしない。一筆は書かない。
- (6) 相手を挑発する言動をしない。バカにしない。終始、丁寧な対応をする。
- (7) その者だけを優遇した取り扱いをしない。

(5)にあるように、「毅然たる態度で対応すれば大丈夫だ」と私自身も言うし、企業の講習会でも言う講師がいるが、当事者は恐怖感にさいなまれる。そのため、抽象的に「毅然たる」と言うのではなく、依頼者とともに所轄署に相談に行ったり、場合によっては対応窓口を変えたり、具体的な指示をしながら、依頼者の心理的な負担を取り除いていくような活動をしている。

#### 4. 法的手段の選択

事前の相談で相手がさっと退いたり、収まったりするような小さな事件であれば、事なきを得てよかったと弁護士としても胸をなで下ろすところであるが、なかなかそうはいかず、法律などを駆使して対応しなければならない場合がある。そこで、法的にできること、法的手段の選択について述べる。

まず予防としては、暴力団排除条項の活用を特に企業関係者には説いている。これは、警察庁による、企業の反社会的勢力による被害を防止するための指針の全国的展開の一環でもある。暴力団排除条項を入れて、相手方が暴力団若しくは暴力団関係者、反社会的勢力に近いものであれば、取引を拒絶したり契約を解除したりできるという条項をあらかじめ入れておくことが予防になるという指導をしている。

このような予防をしても、彼らが来る場合がある。また、会社ではなく個人を対象に不当な恐喝、脅迫をしてくる場合がある。その場合にやっていくのが、弁護士による警告や通知である。内容証明郵便を出すのである。これを出せば9割方は収まる。これは別に弁護士が怖いわけではなく、弁護士から文書が来れば、暴力団は、これではあまり金にならないから面白くないと思って、もっと面白そうなものを探しに行くからである。したがって、強くて経済的メリットがないことを相手方にいかに早めに告知していくかというところに、初期対応としては最も力を傾注している。

それでも止めない、たちの悪い人もたくさんいて、「弁護士が何だ」ということになる。特に西日本のやくざは弁護士をあまり怖がらない。私の知っている弁護士の名前を出して、「先生、先生を知っとんね。あんたの先輩やろう」と言う。あまり関係ないと思うが、様々な話を出してきて、別に弁護士など大したことはないという対応をする組の人がいる。そういう人に対しては、裁判所の力を借りることになる。仮処分の活用である。仮処分は、通常の裁判よりも早く決定が出る。通常の裁判は半年から1年かかるが、仮処分であれば早ければその日のうちか3日程度、長くても2週間ぐらいで仮処分が出る。

例えばワンワンと電話を掛けてくる人には、「架電禁止」で電話をするなという仮処分、面談を要求してくる人には「面談禁止」の仮処分、街宣車をガンガン回す者に対しては、「会社の半径500メートル以内で街宣活動をしてはならない」という決定を裁判所から受ける。その決定が相手方の暴力団に届いたら、さすがに99%は止める。

しかし、やはり変わった方がいて、残りの1%は止めない。その場合は、違反一回につき10万円支払え、100万円支払えという形の間接強制の決定が裁判所から出る。金を払えと言われてまではさすがにもうやらなくなる。このように仮処分は非常に効果があるとされている。

また、裁判を活用することもある。最近特徴的なのは、暴力団事務所の排除と、暴力団組長の使用者責任訴訟である。暴力団事務所の排除は、現在久留米でも活発に行っており、東京赤坂でも稲川会が来るとか来ないと話題になっている。これについては、マンショ

ン法や人格権に基づく差し止め請求（組事務所として使ってはいけない）の仮処分や裁判を行う。違反した場合には、先ほど述べたとおり間接強制（違反一回につき金を幾らを払え）という決定を裁判所から受けることになる。

また、最近様々なところで判決や和解が出ているが、暴力団組長の使用者責任訴訟もある。典型的には、抗争の巻き添えで亡くなられた市民の損害賠償責任を、実行犯のみならずトップまで追及していく訴訟類型である。法律がなかったため、民暴委員会の先輩の弁護士達が知恵を絞って、民法第 715 条の社長の責任を追及する法律を使って、これを何とか暴力団に使えないかということで編み出した裁判である。現在は、暴力団対策法にもこの規定が入っているので、より利用しやすくなっている。

【 参考】民法第 715 条

（使用者等の責任）ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。

3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

【 参考】暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、第 5 章第 31 条

（対立抗争等に係る損害賠償責任）指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団と他の指定暴力団との間に対立が生じ、これにより当該指定暴力団の指定暴力団員による暴力行為（凶器を使用するものに限る。以下この条において同じ。）が発生した場合において、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 一の指定暴力団に所属する指定暴力団員の集団の相互間に対立が生じ、これにより当該対立に係る集団に所属する指定暴力団員による暴力行為が発生した場合において、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときも、前項と同様とする。

## 5. 問題点

私は 10 年近く民暴の様々な事件を扱っているが、民事的手法には良い面もあるが、難しいと思う面もある。

民事的手法の限界を述べると、一つは、「暴力団員等」とか「反社会的勢力」であることの証明が難しいということである。暴力団の構成員であればまだよいが、構成員ではなく何となく関係のある周辺者であることは、裁判で証明することが難しい。この人は怪しい人であると言っても、裁判官はあまり怪しい人に会ったことがないので、「あの人はいい人ですよ」と言ったりする。証言台では彼らは演技派なので、裁判官には受けがよいこと

もあり、なかなか理解されない。このような証明の難しさがある。

それから、依頼者（被害者、住民ら）の精神的負担（恐怖感）経済的負担も大きい。特に組長訴訟を行う場合、被害を受けた方の遺族や被害者本人が原告にならなければならないので、非常に大きな恐怖感がある。小倉で起きた「ぼおるど事件」では、暴追運動を一所懸命されていたリーダーが経営するクラブに、手榴弾が投げ込まれた。これはひどい事件で、本来であれば犯人が所属していた組のトップに対して組長訴訟を立ち上げることができる事案であったが、地域性もあり、依頼する本人の恐怖感も大きかったため、結局訴訟立ち上げには至らなかった。このように非常に痛ましい事件もある。依頼者の精神的負担をいかにして取り除いていくかということが大切である。

また、仮処分や人格権があると言ったものの、事はそう簡単ではなく、実際には最終的な権利実現までは遠い道のりである。仮処分決定や判決が出て、それを無視して事務所として使い続けたり、出入りを続けたりしている例も全国には散見される。出入りしても逮捕されるわけではなく、金を払えと言ったところで、組長の資産がなければ差し押さえもできないので、平然と使われている例もある。判決が出てから10年近く使い続けていたような例もある。決定や判決が出て、その実効性があるかどうかに関して新聞はあまり後追い報道はしないが、実現していない場合もある。

それから、回収の困難性がある。これまでの組長訴訟では、組長はお金を払ってきていた。なぜ払ってきていたかという、抗争事件で一般人を巻き添えにしたこと、また、そのようなことで訴えられること自体が恥ずべきことなので、裁判になれば大体お金を払ってきていたし、判決が出ればお金を払ってきたのがほとんどであった。

しかし、先ほどの「ぼおるど事件」は抗争事件ではなく、暴追運動に対する暴力団側の挑戦である。被害者が組長を相手に裁判を起こしたからといって、向こうが、すみませんでしたと言って金を払ってくるかどうかわからない。ほかの事件とは少し違う類型である。組長に組長個人名義の財産がなければ、差し押さえも回収もできない。判決をもらっても意味がないことになる。

組長が個人で財産を持っているのかどうかかわからないが、フロント企業名義など様々な名義になっていて、回収は今後も難しくなるのではないだろうか。これは犯罪結社罪などが日本にないことが問題である。

その意味で、新たな立法の必要性を感じる。それは条例でもいい。一民間人にすぎない被害者、住民、弁護士ができることには限界がある。頑張ってはいるが、限界があるというのが私の素直な感想である。国家が暴力団をどのように位置づけるのかという根本的な議論が必要である。国民・市民の生命・身体・財産を守るのは、国・行政の責務であるが、立法の不備によって国民・市民が被害に遭っている実態がある。立法がなければ、警察も弁護士も裁判所も当然動くことができない。立法するのは誰かといえば、住民の意思、国民の意思、そしてそれを反映する議員である。ぜひ議員に頑張ってください。議員が

らそういう声が出ないのが日本の不思議なところであるが、ぜひ立法に向けて頑張ってください。

立法の例としては、国・行政自身が原告となる制度がある。例えば久留米市の道仁会の事件も、住民何百人もが原告になるのではなく、久留米市の条例で久留米市長が原告になればいいのではないか。そうなれば警備も久留米市長だけで済み、住民 400 人の警備をしなくてもいい。

また、第三者機関による損害の回復措置という手法もある。組長訴訟をしようと思っても、怖くてできない。被害を受けた本人が組長訴訟をするのではなく、第三者機関、公的な機関を立ち上げて、そこが被害回復をして被害者にお金を戻す仕組みを作れたらいい。

消費者庁をつくろうという話はあるが、なぜ暴力団庁をつくろうと言わないのか不思議だ。消費者被害も当然であるが、暴力団による被害も大きい。そこは役所の世界で難しいのかもしれないが、原告や被害者に任せるのではなく、第三者機関をぜひ立ち上げて、何とか立法的に解決できないものかと考えている。

暴力団の非合法化、解散命令の手法もある。非合法化すると地下に潜るので、通信傍受、司法取引等、警察の捜査手法とセットの問題になる。そういうことを真剣に議論する時期に来ているのではないかと考えている。